

新町まちづくり小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会小委員会規程第3条第2項の規定に基づき、新町まちづくり小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査又は審議等を行うものとする。

- (1) 新しいまちづくり計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(委員)

第3条 小委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第1号の委員のうち3町の助役職にある者
- (2) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第2号の委員のうち互選による者各1名
- (3) 吉備町・金屋町・清水町任意合併協議会規約第3条第1項第3号の委員のうち互選による者各2名及び有田振興局長

(役員)

第4条 小委員会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長2名

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 9 日から施行する。